



第16回

社会保険講座



中谷 知世

7月10日までに提出する必要がある社会保険の定時決定・労働保険の年度更新についての制度をご紹介します。

社会保険の定時決定とは、被保険者の実際の報酬と標準報酬月額との間に大きな差が生じないように、1年に1回保険料を決定し直す制度です。

労働保険の年度更新とは、前年4月1日から今年3月31日までの1年間の保険料を確定・精算をし、また今年4月1日から翌年3月31日までの見込み保険料を納める制度を言います。

●「社会保険の定時決定」と「労働保険の年度更新」の違い

	社会保険の定時決定		労働保険の年度更新	
	健康保険	介護保険 厚生年金保険	労災保険	雇用保険
対象者	7月1日現在の社会保険の被保険者		H28年4月1日～平成29年3月31日までの被保険者	
(うち対象から外れる人)	6月1日～7月1日までに被保険者資格を取得した人 4月～6月で昇給等があり、月額変更届を提出した人等		法人の役員 同居している親族等	平成28年4月1日において 満64歳以上の人等
対象報酬、賃金	基本給、諸手当(残業手当、通勤手当、住宅手当、家族手当等)			
	年4回以上支払われる賞与		支給回数にかかわらず支払われた賞与	
提出期間	7月1日～7月10日まで		6月1日～7月10日まで	
提出書類	・「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届(算定基礎届)」 ・「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 総括表」 ・「健康保険・厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届 総括表附表(雇用に関する調査票)」		「労働保険概算・増加概算・確定保険料 石綿健康被害救済法一般拠出金申告書」 +保険料	
提出先	事務センター又は年金事務所		金融機関、所轄都道府県労働局及び労働基準監督署	

※一般事業の表です。建設業は若干制度が異なります。

●保険料の決定・計算方法

① 社会保険の定時決定

上記対象者の4月、5月、6月に支給された報酬の総額をその期間の総月数で除して得た額を報酬月額として標準報酬月額を決定します。

4月	報酬	} $\frac{\text{報酬総額}}{3} = \text{報酬月額}$ (4月+5月+6月)
5月	報酬	
6月	報酬	

※原則、支払基礎日数が17日以上あるものに限られます。

② 労働保険の年度更新

上記対象者の平成28年4月1日～平成29年3月31日まで、その事業に使用されるすべての労働者に支払った賃金の総額に、その事業に定められた保険料率・一般拠出金率を乗じて保険料を確定させます。前年度に納めた見込み額と比べ、不足額があれば納める必要があります。

さらに、平成29年4月1日～平成30年3月31日までの見込み額を計算し保険料を納める必要があります。

つまり、平成29年度の保険料見込み額と、平成28年度の実際にかかった保険料と昨年支払った見込み額との差額分を納めます。

保険によって対象となる労働者、報酬等が微妙に違います。制度をご確認の上、間違った申請をしないように注意しましょう。

